

第54号議案

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年8月31日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

芦屋市立精道こども園を移転するとともに、新たに芦屋市立西蔵こども園を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">芦屋市立精道こども園</td> <td style="text-align: center;">芦屋市精道町9番16号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芦屋市立西蔵こども園</td> <td style="text-align: center;">芦屋市西蔵町13番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育及び保育実施の解除)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）<u>第1条の5</u>各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。 (2)～(4) (略) 	名称	位置	芦屋市立精道こども園	芦屋市精道町9番16号	芦屋市立西蔵こども園	芦屋市西蔵町13番5号	<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">芦屋市立精道こども園</td> <td style="text-align: center;">芦屋市川西町11番10号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育及び保育実施の解除)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）<u>第1条各号</u>に掲げる事由に該当しなくなったとき。 (2)～(4) (略) 	名称	位置	芦屋市立精道こども園	芦屋市川西町11番10号
名称	位置										
芦屋市立精道こども園	芦屋市精道町9番16号										
芦屋市立西蔵こども園	芦屋市西蔵町13番5号										
名称	位置										
芦屋市立精道こども園	芦屋市川西町11番10号										

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立精道こども園を移転するとともに、新たに芦屋市立西蔵こども園を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

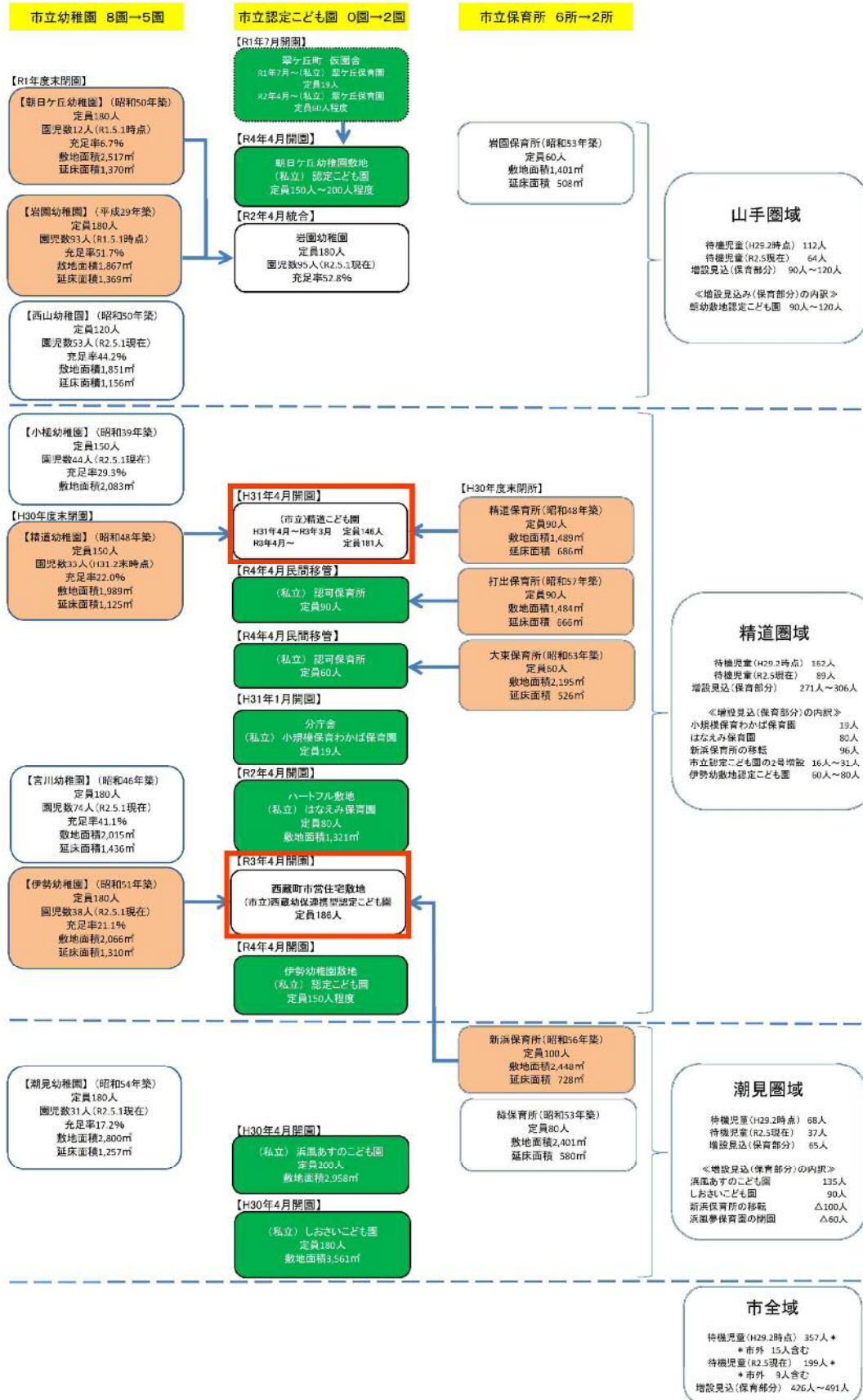
2 改正の内容

- (1) 芦屋市立精道こども園を芦屋市川西町 1 1 番 1 0 号から芦屋市精道町 9 番 1 6 号に移転する。(第 2 条関係)
- (2) 芦屋市西蔵町 1 3 番 5 号に芦屋市立西蔵こども園を設置する。(第 2 条関係)
- (3) その他所要の規定の整理 (第 6 条関係)

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日。ただし、2 (3) の改正規定は、公布の日から施行する。

市立幼稚園・保育所のあり方について



芦屋市立幼保連携型認定こども園について（概要）

1 名称等

名 称	市立精道こども園	市立西蔵こども園
施設管理	幼保連携型	
設置者	芦 屋 市	
位 置	平成31年4月から令和3年3月まで 芦屋市川西町11番10号 令和3年4月以降 芦屋市精道町9番16号	芦屋市西蔵町13番5号
運営開始 (予定)	平成31年4月	令和3年4月

2 定員及び学級数

定員は以下のとおり。学級数は、各園とも3歳児以上について2学級を上限とする。

(1) 市立精道こども園（令和3年4月以降）

年 次 (クラス名)	0歳児 (めばえ)	1歳児 (わかば)	2歳児 (しずく)	3歳児 (う み) (や ま)	4歳児 (あおぞら) (そよかぜ)	5歳児 (に じ) (たいよう)	計
1号				20	20	20	60
2・3号	6	10	15	30	30	30	121
計	6	10	15	50	50	50	181

※ 平成31年4月から令和3年3月までの間の定員数については、次のとおり。

年 次 (クラス名)	0歳児 (めばえ)	1歳児 (わかば)	2歳児 (しずく)	3歳児 (う み)	4歳児 (あおぞら) (そよかぜ)	5歳児 (に じ) (たいよう)	計
1号					20	20	40
2・3号	6	10	15	25	25	25	106
計	6	10	15	25	45	45	146

(2) 市立西蔵こども園

年 次 (クラス名)	0歳児 (ひよこ)	1歳児 (り す)	2歳児 (ぺんぎん)	3歳児 (うさぎ) (らっこ)	4歳児 (く ま) (いるか)	5歳児 (らいおん) (くじら)	計
1号				30	30	30	90
2・3号	6	15	15	20	20	20	96
計	6	15	15	50	50	50	186

3 職員体制

認定こども園に係る基準に基づき配置（保育教諭については、保育所における配置基準を遵守）

市立精道こども園	園長1名，副園長1名，主幹保育教諭2名，保育教諭23名，看護師1名，調理員5名，用務員1名
市立西藏こども園	園長1名，副園長1名，主幹保育教諭2名，保育教諭24名，看護師1名，調理員5名，用務員1名

4 教育及び保育時間，休園日

	教育及び保育時間	休園日
1号認定子ども	9:00～14:00	土曜日，日曜日，祝日，三季休園日（7月20日～8月31日，12月25日～1月6日，3月23日～4月9日），代休日
2号認定子ども 3号認定子ども	保育短時間認定 8:30～16:30（最大） 保育標準時間認定 7:00～18:00（最大）	日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）

※ 上記のほか，やむを得ない理由がある場合等は休園日を設けることがある。

5 預かり保育，延長保育の保育時間及び保育を行わない日

	保育時間	預かり保育・延長保育を行わない日
預かり保育 (1号認定子ども)	学期中 14:00～16:30	土曜日，日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日），代休日
	学期中（式日） 式典終了後～16:30	
	三季休園日 9:00～14:00 14:00～16:30	
延長保育 (2号認定子ども) (3号認定子ども)	保育短時間認定 7:00～8:30 16:30～18:00	日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）
	保育短時間認定及び保育標準時間認定 18:00～19:00	土曜日，日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）

※ 上記のほか，やむを得ない理由がある場合等は預かり保育・延長保育を行わないことがある。

6 保育料等

通常保育，預かり保育，延長保育を利用する場合，芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例に定める保育料等の負担が必要となる。

7 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書の配布・提出受付

(1) 申請書の配布

1号認定（幼稚園部）については9月1日（火）から，2・3号認定（保育所部）については10月1日（木）から，子育て推進課（市役所南館1階）等で配布する。

(2) 申請書提出受付

	提出先	受付期間
1号認定（幼稚園部）	子育て推進課	10月1日（木）～10月8日（木） 午後5時30分まで
2・3号認定（保育所部）		10月19日（月）～11月6日（金） 午後5時30分まで

8 その他

市立精道こども園では病児・病後児保育事業を，市立西蔵こども園では地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施する予定（いずれも令和3年4月以降）

(1) 病児・病後児保育事業（市立精道こども園）

実施予定場所	市立精道こども園
定員	1日当たり3人まで
運営日・時間	月曜日～金曜日 7：30～18：00
休園日	土曜日，日曜日，祝日，年末年始
対象者	次のすべてに該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内に居住し，又は市内の保育所等に在籍する生後6月から小学校6年生までの児童 ・保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 ・当面症状の急変はないが，病気等の回復に至っていない児童又は回復期にある児童
費用	利用料…1人1日2，000円 給食費…500円（※弁当持参も可能） その他…医療費（受診に係る費用）等は保護者負担

(2) 地域子育て支援拠点事業（市立西蔵こども園）

実施予定場所	市立西蔵こども園
想定利用数	1日当たり20～30組程度
運営日数・時間	1週当たり4日間程度，1日当たり5時間程度 ※こども園の休園日を除く
対象者	芦屋市内に居住している乳幼児とその保護者

(3) 一時預かり事業（市立西蔵こども園）

実施予定場所	市立西蔵こども園
定員	1日当たり10人まで
運営日・時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00
休園日	土曜日，日曜日，祝日，年末年始
対象者	次のいずれかに該当し市内に居住する児童（1歳児～就学前まで） ・保護者の就労，就学等により週2～3日程度，家庭における保育が困難となる就学前の児童 ・保護者の傷病，災害・事故，出産，看護・介護等やむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における保育が困難となる就学前の児童。ただし，利用回数は1月に12日を限度とする。
費用	利用料は1日につき2，500円（うち500円は飲食物費）

以 上